特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	福祉医療(マル老・健管)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、福祉医療(マル老・健管)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	福祉医療(マル老・健管)に関する事務
②事務の概要	京都府老人医療助成事業費補助金交付要綱、京都府重度心身障害老人健康管理事業費補助金交付要綱、福知山市福祉医療給付事業実施要綱及び福知山市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱に基づき、福祉医療(老人医療・重度心身障害老人健康管理事業)の審査、認定及び給付事務等を行う。
③システムの名称	 (1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム (3)番号連携サーバ (4)中間サーバー (5)福祉系基幹業務支援システム (6)中間サーバーコネクト (7)標準準拠システム(福祉系)
2. 特定個人情報ファイル	名
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の20・30の項
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の20の項
5. 評価実施機関における	
①部署	市民総務部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	市民総務部保険年金課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7018
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年3月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和	17年3月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価書] 施機関については、それぞ	れ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び会	全項目評価書				
C 12 C 3								
2. 特定個人情報の入手(†	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワ	ノークシステムを通り	こた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇]接続しない(入手) [〇]]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Γ	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄						

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対 われるリスクへの対策(システムを通じて目的外 システムを通じて不正な い・滅失・毀損リスクへの	との紐付けが行われるリスクへの対策 7への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	務室外へ持ち出すことが原則む申請書等を受けた際は、特	発生しないような仕組み 定個人情報のやり取り取りに紛争等が発生しない	することを徹底しているほか、運用を工夫して、事を作っている。他にも、支所で特定個人情報を含 を作っている。他にも、支所で特定個人情報を含 専用の封筒を用いることで、送付者と送付枚数、受 ような工夫も行っている。これらの対策を講じてい

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月5日	I 3. 法令上の根拠	利用までに制定する条例に規定する。	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例	事後	
平成27年10月5日	Ⅰ4. ①実施の有無	未定	実施しない	事後	
平成27年10月16日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例第4条第1項及び別表第1の6・12の 項	事後	
平成28年2月5日	I 3. 法令上の根拠	するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例第4条第1項及び別表第1の17・28 の項	事後	
平成28年4月5日	I 5. ②所属長	保険課長 山路 智子	保険課長 村瀬 勝子	事後	
平成29年9月25日		市長公室秘書課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地 の1 電話 0773-24-7027	市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地 の1 電話 0773-24-7027	事後	
平成29年9月25日	Ⅱ1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月30日時点	平成29年8月31日時点	事後	
平成29年9月25日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成30年4月13日	I 5. ①部署	市民人権環境部保険課	市民総務部保険年金課	事後	
平成30年4月13日	I 5. ②所属長	保険課長 村瀬 勝子	保険年金課長 村瀬 勝子	事後	
平成30年4月13日	I 7. 請求先	市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地 の1 電話 0773-24-7027	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地 の1 電話 0773-24-7027	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月13日	I 8. 連絡先	市民人権環境部保険課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地 の1 電話 0773-24-7018	市民総務部保険年金課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地 の1 電話 0773-24-7018	事後	
平成30年11月30日	I 1. ③システムの名称	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム (3)Topics21 (4)番号連携サーバ (5)中間サーバー	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム (3)Topics21 (4)番号連携サーバ (5)中間サーバー (6)福祉系基幹業務支援システム	事前	
平成30年11月30日	Ⅱ1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年10月31日時点	事後	
平成30年11月30日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年11月1日時点	事後	
令和1年6月18日	I 5. ②所属長の役職名	保険年金課長 村瀬 勝子	保険年金課長	事後	
令和1年6月18日	いつ時点の計数か	平成30年10月31日時点	平成31年4月30日時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月18日	IV リスク対策	-	項目を追加	事後	
令和2年8月6日	I 1. ③システムの名称	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム (3)Topics21 (4)番号連携サーバ (5)中間サーバー (6)福祉系基幹業務支援システム	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム ム(2)市町村基幹業務支援システム (3)番号連携サーバ (4)中間サーバー (5)福祉系基幹業務支援システム	事後	
令和2年8月6日	Ⅱ1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日時点	令和2年6月30日時点	事後	5年前の評価の再実施
令和2年8月6日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	5年前の評価の再実施
令和5年10月12日	I 3. 法令上の根拠	するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例第4条第1項及び別表第1の20・30 の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月12日	Ⅱ1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月30日時点	令和5年9月30日時点	事後	
令和5年10月12日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和7年3月31日	I 1. ③システムの名称	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム (3)番号連携サーバ (4)中間サーバー (5)福祉系基幹業務支援システム	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム (3)番号連携サーバ (4)中間サーバー (5)福祉系基幹業務支援システム (6)中間サーバーコネクト (7)標準準拠システム(福祉系)	事前	標準化・PMH、番号連携の実 施による評価の再実施
令和7年3月31日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する 番号法第19条第9号 福知山市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例第4条第1項及び別表第1の20の項	事前	標準化・PMH、番号連携の実 施による評価の再実施
令和7年3月31日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月30日時点	令和7年3月1日時点	事前	標準化・PMH、番号連携の実 施による評価の再実施
令和7年3月31日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年10月1日時点	令和7年3月1日時点	事前	標準化・PMH、番号連携の実 施による評価の再実施
今和7年2月21日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	_	追記	事前	標準化・PMH、番号連携の実 施による評価の再実施